



ちば興銀

夢のマイホーム、
選べるローンで上手に手に入れる

住宅ローン



ちば興銀の住宅ローンラインナップ

ガン保障付住宅ローン P1~4

安心の保障付住宅ローン(ハートフルプレミア) P5~8

連生ガン保障付住宅ローン(パートナーズ) P9

地銀協3大疾病保障付住宅ローン P10

地銀協一般団信住宅ローン P11

住まいるいちばんネクストV(全国保証住宅ローン) P12

長期固定金利型住宅ローン(フラット35) P13

ちば興銀 ローンプラザ のご案内

ローンのご相談はお気軽に。
土・日・祝日もローン専門スタッフが応えます。**●千葉ローンプラザ●**

千葉市中央区富士見町1-1-17 千葉駅前支店内2F ☎043-227-6791

●津田沼ローンプラザ●

船橋市前原西2-13-16 津田沼支店内2F ☎047-475-2541

営業時間 平日・土・日・祝日 10:00~15:00

※ただし、12月31日から1月3日および5月3日から5日は休業いたします。

ローンプラザ店舗について、詳しくはホームページをご覧ください。

ちば興銀ホームページ

www.chibakogyo-bank.co.jp

ちば興銀 検索

※くわしくは、当行本支店窓口におたずねいただくか、
ホームページをご覧くださいちば興銀は
千葉ロッテマリーンズを
応援しています。

Fight! Marines

株式会社千葉興業銀行 2025年2月14日現在

◆ご注意ください



- 住宅ローンのお申込みに際しては、当行および保証会社の審査がございます。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ローンのお申し込みにあたりお客さまが提示される個人情報、ローン審査、ご本人確認、サービスのご提供、債権の回収などの目的のために利用されます。
- くわしくはお近くのちば興銀窓口、またはローンプラザまでお問い合わせください。

ガン保障付住宅ローン



ポイント1

「ガン」と診断されたら
住宅ローン残高が0円になります!

ポイント2

ガンが治った後も住宅ローンは0円!
もう返済はありません!

ポイント3

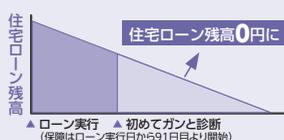
女性配偶者の保障もご利用いただけます。

ポイント4

これだけの保障がついても
保険料は銀行が負担するので必要ありません。

ガン保障

生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、住宅ローン残高相当額の診断給付金が支払われ、ローンの返済に充当されます。

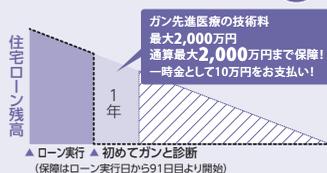


※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は診断給付金の対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

ガン先進医療保障

NEW

ガンの治療のために先進医療による療養を受けた場合、または先進医療による療養によりガンと診断された場合、1回の療養につき先進医療の技術料と同額を最大2,000万円、通算最大2,000万円まで保障します。また、一時金として10万円をお支払いします。



・ガンに罹患したことでローンが完済となった後でも、ガン診断確定日から1年間、先進医療を保障します。

上皮内ガン・皮膚ガン保障

上皮内ガン、皮膚ガンと診断されたら、一時金として30万円をお支払いたします。(お支払いはお借入期間を通じて1回のみ)

「ガン」と上皮内ガン」の違い(イメージ図)



そして!

女性配偶者の保障

乳ガン

子宮ガン

卵巣ガン

など

女性配偶者が女性特有のガンと診断されたら、ガン一時金として100万円をお支払いいたします。(お支払いはお借入期間を通じて1回のみ)

・女性配偶者のお借入時年齢が満18歳以上50歳未満の方が対象となります。

さらに

1.リビングニーズ特約

余命宣告(余命6ヵ月以内と判断)されたら住宅ローン残高が0円になります。

・保障開始日以降に医師の診断をもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローン返済に充当されます。
・ローン実行日から保障を開始します。

2.入院保障

病気やケガの入院が返済日まで継続したら、毎月の返済額を1ヵ月分保障します。

くわしい保障の内容等は、別紙「ガン保障付住宅ローン保障の概要」をご覧ください。

【住宅ローンの概要】

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時満18歳以上満50歳未満で、最終約定返済時満81歳未満の方 ●原則前年の税込み年収が200万円以上で、今後も安定した年収が見込める方(勤続1年以上または個人営業3年以上の方)
団体信用生命保険	●カーディフ生命保険株式会社を引受保険会社とする団体信用生命保険にご加入いただけます。
お借入金額	●10万円以上2億円以内(10万円単位)で取得価格+諸費用の範囲内
お借入期間	●40年以内(1年単位)、固定金利型をお選びの方は特約期間以上となります。
お借入利率	●変動金利型または固定金利型(2年・3年・5年・10年)からご選択いただけます。(適用する金利はローン実行時の店頭表示金利となります)
ご返済方法	●元利均等返済(ボーナス月増額返済との併用も可能です)
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入対象の土地、建物に、(株)千葉興業銀行が第1順位で抵当権を設定いたします。 ●建物には、原則としてご返済期間と同期間の長期火災保険にご加入いただけます。なお、(株)千葉興業銀行が必要とした場合は、ご加入いただいた火災保険に質権設定をさせていただく場合がございます。 ●お借入対象物件は、当行の営業地域内にある物件に限ります。
保証人	●原則として不要です。
事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●事務取扱手数料(融資金額×2.2%(税込み))が、お借入時に一括して必要となります。 ●繰上返済、固定金利満了時に当初の期間と異なる固定金利を選択された場合等は、店頭に表示する当行所定の手数料が必要となります。 ●くわしくは、店頭またはホームページに用意しております説明書をご覧ください。

保険金、診断給付金などのお支払いには制限条件がございます。保障内容の詳細については、被保険者のしおり記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。

【ガン保障付住宅ローン 保障の概要】

	ガン保障特約	ガン先進医療特約	上皮内ガン・皮膚ガン保障特約	リビングニーズ保障	入院保障	ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約II型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険ガン先進医療特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	入院時のみ保障特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯就業不能信用費用保険	
ご利用いただける方	ご加入時年齢満18歳以上満50歳未満の方 ※ガン(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。					
保障内容	<p>特約の責任開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金の支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳房等の非浸潤ガンを含みます。</p> <p>※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> <p>①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額(その額が2,000万円を超える場合は2,000万円)がガン先進医療給付金としてお借入れ人様に支払われます(通算2,000万円限度)。また、ガン先進医療支援給付金として10万円がお借入れ人様に支払われます(同一の先進医療による治療について1回)。</p> <p>●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物(ガン)を直接の原因として、先進医療による療養を受けたとき。</p> <p>●悪性新生物(ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療による療養により診断確定されたとき。</p> <p>②「ガン保障特約」で定める悪性新生物(ガン)に罹患したと診断確定された日(※以下「診断確定日」といいます)から1年の間に、その悪性新生物(ガン)を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金およびガン先進医療支援給付金を支払います。</p> <p>※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> <p>*先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直されますので、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。</p> <p>特約の責任開始日以降、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます(お支払いは1回のみ)。</p> <p>①上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患し、医師により診断確定されたとき。</p> <p>②皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定されたとき。</p> <p>※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> <p>【入院保障保険金】 保障の開始日以降に、病気がケガにより入院し、入院のために就業不能状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1ヵ月(保障期間を通算して36ヵ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として被保険者の方に支払われます。</p> <p>※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取られ、保険金の支払が制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。</p> <p>配偶者の方(ローンをお借り入れているご本人と法律上の婚姻関係にある配偶者(女性)、事実上の婚姻関係にある配偶者および性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある配偶者)が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者の方にお支払いします(お支払いは1回のみ)。</p> <p>※「上皮内ガン(上皮内新生物)」は、診断給付金の支払い対象となりません。「上皮内ガン(上皮内新生物)」には、乳房等の非浸潤ガンを含みます。</p> <p>※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p>					
保障期間	ローンご契約期間(ただし、保障の開始日にご注意ください。)					
保障の開始日	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。			ローン実行日	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。	
保障が終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・満82歳のお誕生日に到達したとき ・ローンのご契約者がなくなったとき ・所定のお支払い限度分の保険金が支払われたとき 				<ul style="list-style-type: none"> ・満82歳のお誕生日に到達したとき ・ローンのご契約者がなくなったとき ・所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき <p>※ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ)、配偶者が満82歳のお誕生日に到達したとき、ローン債務者の配偶者でなくなったときに保障が終了します。また、ローンをお借り入れているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障も終了します。</p>	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社			カーディフ損害保険株式会社		

■重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となるまた、「ガン保障付住宅ローン」でご利用いただく際は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会

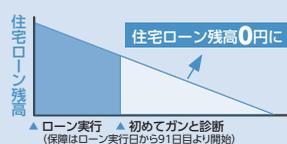
社の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。

安心の保障付住宅ローン (ハートフルプレミア)



ガン保障

生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、住宅ローン残高相当額の診断給付金が支払われ、ローンの返済に充当されます。



※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含まず。

+

NEW

ガン先進医療保障

ガンの治療のために先進医療による療養を受けた場合、または先進医療による療養によりガンと診断された場合、1回の療養につき先進医療の技術料と同額を最大2,000万円、通算最大2,000万円まで保障します。また、一時金として10万円をお支払いします。



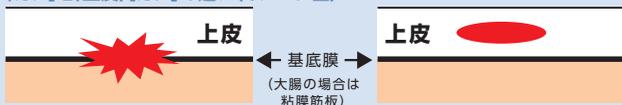
・ガンに罹患したことでローンが完済となった後でも、ガン診断確定日から1年間、先進医療を保障します。

+

上皮内ガン・皮膚ガン保障

上皮内ガン、皮膚ガンと診断されたら、一時金として30万円をお支払いします。(お支払いはお借入期間を通じて1回のみ)

「ガン」と「上皮内ガン」の違い(イメージ図)



ガン(悪性新生物)
基底膜を越えて「浸潤」しており、全身に「転移」する可能性がある。

上皮内ガン(上皮内新生物)
上皮内にとどまり「浸潤」しておらず、「転移」の可能性がない。

+

脳卒中・急性心筋梗塞保障

脳卒中、急性心筋梗塞で所定の状態が60日以上継続したら住宅ローン残高が0円になります。

5つの重度慢性疾病保障

高血圧症

糖尿病

慢性腎不全

肝硬変

慢性膵炎

により就業不能状態が12ヵ月間継続したら住宅ローンが残高0円になります。

+

入院保障

万一病気やケガで、住宅ローン返済中に1日でも入院した場合入院一時金10万円をお支払いいたします。

+

リビングニーズ特約

余命宣告(余命6ヵ月以内と判断)されたら住宅ローン残高が0円になります。

・保障開始日以降に医師の診断をもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローン返済に充当されます。
・ローン実行日から保障を開始します。

+

女性配偶者の保障

乳ガン

子宮ガン

卵巣ガン

など

女性配偶者が女性特有のガンと診断されたら、ガン一時金として100万円をお支払いいたします。お支払いはお借入期間を通じて1回のみ)

・女性配偶者のお借入時年齢が満18歳以上50歳未満の方が対象となります。

くわしい保障の内容等は、別紙「安心の保障付住宅ローン(ハートフルプレミア)保障の概要」をご覧ください。

■重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客様の不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「安心の保障付住宅ローン(ハートフルプレミア)」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。

ご利用いただく住宅ローンの概要は、「ガン保障付住宅ローン」と同様となりますが、お借入利率については、通常の住宅ローン金利+0.3%となります。

【「安心の保障付住宅ローン ハートフルプレミア」の保障の概要】

	保険 正式名称	保障内容	ご利用いただける方	保障期間	保障の開始日	保障が終了する場合	引受保険会社
ガン保障 特約	団体信用生命 保険特定疾病 保障特約Ⅱ型 ※この特約は 団体信用生命 保険の特約と ご加入でき ます。	特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物(ガン)に罹患し、医師により診断 確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当さ れます。 ※「上皮内新生物(上皮内ガン)および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物 (皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。」「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大 腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。					
ガン 先進医療 特約	団体信用生 命保険ガン 先進医療特約 ※この特約は 団体信用生命 保険の特約と ご加入でき ます。	①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額(その額 が2,000万円を超える場合は2,000万円)がガン先進医療給付金としてお借入れ人 様に支払われます(通算2,000万円限度)。また、ガン先進医療支援給付金として10 万円がお借入れ人様に支払われます(同一の先進医療による治療について1回)。 ●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物(ガン)を直接の原因 として、先進医療による療養を受けたとき。 ●悪性新生物(ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療による療養に より診断確定されたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物(ガン)に罹患したと診断確定された日(※以下 「診断確定日」といいます)から1年の間に、その悪性新生物(ガン)を直接の原因とし て、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先 進医療給付金およびガン先進医療支援給付金を支払います。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。 ※先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症 及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直しされますので、療養を受け られた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。			ローン実行日より91日目。ローン実 行日の91日目を責任開始日として、 この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンにつ いては、診断確定が責任開始日以後であ っても給付金をお支払いしません。		カーディフ 生命保険 株式会社
上皮内 ガン・ 皮膚ガン 保障特約	団体信用生 命保険上 皮内ガン・ 皮膚ガン 保障特約 ※この特約は 団体信用生命 保険の特約と ご加入でき ます。	特約の責任開始日以後、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払 われます(お支払いは1回のみ)。 ①上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ②皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)に生まれて初めて罹患し、医師により診断確 定されたとき。 ※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。			ローン実行日より91日目。ローン実 行日の91日目を責任開始日として、 この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患した上皮内 ガン・皮膚ガンについては、診断確定が責任 開始日以後であっても給付金をお支払 いしません。		
リビング ニーズ 特約	団体信用 生命保険リ ビングニ ーズ特約 ※この特約は 団体信用生命 保険の特約と ご加入でき ます。	特定の責任開始日以後、医師の診断をもとに保険会社により余命6か月以内と判断さ れた場合に、債務残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。	ご加入時年 齢満18歳 以上満50 歳未満の方 ※ガン(悪性 新生物)に罹 患したこと ある方はご 加入いただ けません。 ※ご加入に あたっては、 お客さまの 健康状態等 について所 定の書面に より告知いた します。告知 の内容により 、保険会社 がご加入を お断りする ことがあり ます。	ローン ご契約 期 間 に あ た り 、 保 障 の 開 始 日 に つ き ご 注 意 さ し て い た だ き ま す。	ローン実行日。ローン実行日を責任 開始日として、この日より保障が開始 されます。 ※ガン(悪性新生物)に罹患したこと ある方はご加入いただけ ません。 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面に より告知いたします。告知の内容により、保険会社 がご加入をお断りする ことがあり ます。	満82才のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき 所定の支払限度分の保険金支払われ たとき 等 *詳細は「被保険者のしおり」をご確認ください。	
脳卒中・ 急性 心筋梗塞 保障	急性心筋 梗塞診断 給付金特 約 ※この特約 は就業不能 費用保険の 特約として ご加入でき ます。	【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態が 継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付 金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※所定の状態とは、次の状態をいいます。 ●脳卒中:言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合(例 えば目覚めが回らない、言葉が出ないなどの言語障害や体が動かない、思う通りに動 かせないなどの運動失調や麻痺の状態などが継続した場合) ●急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業は できるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合			ローン実行日から3か月(待機期間) を経過した日の翌日より保障が開始 されます。 ※保障開始日の前に発病した脳卒中お よび急性心筋梗塞については【診断給付 金】をお支払いしません。		
5つの 重度 慢性疾患 保障	重度慢性 疾患の み保障 特約・債務 繰上返済 支援特約 付帯就業 不能費用 保険 ※この特約 は就業不能 費用保険の 特約として ご加入でき ます。	【保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢 性肺病)により就業できない状態となり、その状態が1か月を超えて継続し、ローンの 返済日が到来した場合、最長11か月の保障期間を遡算して36か月(支払限度期間)を 限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われ、被保険者 の方に支払われます。 【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態となり、その日から 12か月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務 残高相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※就業できない(就業不能)状態については、「被保険者のしおり」にてご確認ください。			ローン実行日から3か月(待機期間) を経過した日の翌日より保障が開始 されます。 ※ローン実行日直前の発病による就業不 能状態、および保障開始日の前に発生し た就業不能状態については【保険金】 【債務繰上返済支援保険金】をお支払い しません。		
入院保障	入院時のみ 保障特約・就 業不能時 入院費用 保障特約 ※この特約 は就業不能 費用保険の 特約として ご加入でき ます。	【入院保障保険金】保障の開始日以降に、病気がケガにより入院し、入院のために就業 不能状態となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1か月(保障期間 を遡算して36か月(支払限度期間)を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額 が保険金として支払われ、被保険者の方に支払われます。 ※保険金が支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取 扱われ、保険金の支払が制限される場合があります。詳細は、「被保険者のしおり」でご確認ください。			ローン実行日から3か月(待機期間) を経過した日の翌日より保障が開始 されます。 ※ローン実行日直前に発生した病気やケガ および保障開始日前に入院した場合につ いては【入院保障保険金】をお支払いし ません。		カーディフ 損害保険 株式会社
ガン診断 一時金 (配偶者・ 女性用) 保障	悪性新生物 診断給付 金特約(配 偶者・女 性用) ※この特約 は就業不能 費用保険の 特約として ご加入でき ます。	配偶者の方(ローンをお借入れいただいているご本人と法律上の婚姻関係にある 配偶者(女性)、事実上の婚姻関係にある配偶者および性別が同一であるが婚姻関係 と異ならない程度の実質を備える状態にある配偶者)が、保障の開始日以降に、生ま れて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、 医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者にお支払いします。 (お支払いは1回のみ) ※「上皮内新生物(上皮内ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。」「上皮内新生物(上 皮内ガン)」には、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。			ローン実行日から3か月(待機期間) を経過した日の翌日より保障が開始 されます。 ※保障開始日の前に罹患した女性特有 のガンについては、診断確定が保障開始 日以後であっても診断給付金をお支払 いしません。	ガン診断一時金(配偶者・女性用)が支払 われたとき(お支払いは1回のみ) 保障が経過した日の翌日にお誕生日に到達したとき、ローン債務者の配偶者でなくなったとき に保障が終了します。また、ローンをお借 り入れたいただいているご本人が保障の終 了に関する事項に該当し、保障が終了し たときは、ガン診断一時金(配偶者・女性 用)保障も終了します。	

連生ガン保障付住宅ローン (パートネイド)



おふたりで住宅ローンをお借入れする^(※)ご夫婦に、もしもの時の大きな安心。ご夫婦のどちらかに万が一のことがあった場合はもちろん、ガンと診断された場合にも、住宅ローン残高が0円になります。*連帯債務型

「パートネイド」では、ご夫婦ともに100%の割合で団体信用生命保険にご加入いただけます。

① ガン保障

ガンと診断されたら住宅ローン残高が0円になります。

+

② リビングニーズ特約

余命宣告(余命6ヵ月以内と判断)されたら住宅ローン残高が0円になります。

・保障開始日以降に医師の診断をもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、その時点のローン残高相当額が保険金として支払われ、ローン返済に充当されます。
・ローン実行日から保障を開始します。

*「女性配偶者の保障」および「入院保障」をご利用いただけません。

【連生ガン保障付住宅ローン(パートネイド) 保障の概要】

	がん保障	リビングニーズ特約
保険正式名称	● 団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	● 団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。
ご利用いただける方	● ご加入時年齢満18歳以上50歳未満の方 ※ガン(悪性新生物)に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただけます。告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。	● 特約の保障の開始日以降に、医師の診断のもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。
保障内容	● 特約の責任開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 ※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	● 特約の保障の開始日以降に、医師の診断のもとに保険会社に余命6ヵ月以内と判断された場合、債務残高相当額が保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。
保障期間	● ローンご契約期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。)	
保障の開始日	● ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。	● ローン実行日
保障が終了する場合	● 満82歳のお誕生日に到達したとき(いずれかの被保険者が満82歳に到達した場合、満82歳に到達していない他方の被保険者お一人での加入となります。) ● ローンのご契約者でなくなったとき ● いずれかの被保険者が支払事由に該当し、保険金が支払われたとき	
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	

■重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「連生ガン保障付住宅ローン(パートネイド)」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社の引受となりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のお問い合わせ先にご連絡ください。

ご利用いただく住宅ローンの概要は、「ガン保障付住宅ローン」と同様となりますが、お借入利率については、通常の住宅ローン金利+0.35%となります。

連生団信にご加入いただき、団体信用生命保険からの保険金の支払いによって住宅ローンを完済された場合、相手方の住宅ローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

地銀協3大疾病保障付住宅ローン

お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分でお住まいになる住宅の購入、建築、増改築の資金 ●住宅ローンの借換資金、借換にともなう諸費用 ●住宅取得に係る諸費用資金(当行の営業地域内にある物件に限ります)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時満18歳以上満51歳未満、最終約定返済時満81歳未満の方 ●当行指定の団体信用生命保険にご加入できる方 ●原則前年の税込年収が200万円以上の方で、今後も安定した収入が見込める方 ●勤続1年以上または個人営業3年以上の方
お借入金額	●10万円以上2億円以内(10万円単位)で取得価格+諸費用の範囲内
お借入期間	●40年以内(1年単位)、固定金利型をお選びの方は特約期間以上となります
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利型または固定金利型(2年・3年・5年・10年)からご選択いただけます ●適用する金利はローン実行時または固定金利満了時の店頭表示金利となります <p><変動金利型> 年2回(4月・10月)金利見直しを行います(当行の短期プライムレートを基に決定された住宅ローン基準金利)変動金利型をご選択いただいた場合、いつでも固定金利型に切替いただけます(但し、お借入れの残り期間がご希望の固定期間より短い場合は切替できない場合がございます)</p> <p><固定金利型> 固定金利期間中は金利の変動はありません。固定金利満了時には、再度「固定金利型」もしくは「変動金利型」へ切替を選択していただけます(満了時までにご選択のお申し出がない場合は自動的に「変動金利型」になります)</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(ボーナス月増額返済との併用も可能です) ●ご返済額は「変動金利型」は5年間、「固定金利型」は特約期間中は変わりません
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入れの対象となる土地、建物には、(株)千葉興業銀行が第1順位で抵当権を設定させていただきます。当行以外でのお借入れを併用される場合は、当行窓口でご相談ください ●建物には、原則としてご返済期間と同期間の長期火災保険にご加入いただけます なお、(株)千葉興業銀行が必要とした場合には、ご加入いただいた火災保険に質権設定をさせていただく場合がございます
保証人	●原則として不要です。
団体信用生命保険	●当行の指定する地銀協 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入していただけます。
事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●事務取扱手数料(融資金額×2.2%(税込み))が、お借入時に一括して必要となります ●繰上返済、固定金利満了時に当初の期間と異なる固定金利を選択された場合は、店頭に表示する当行所定の手数料が必要となります ●くわしくは、店頭またはホームページに用意しております説明書をご覧ください

■重要事項のご説明について

保険金のお支払には制限条件がございます。保険金お支払事由や支払れない場合などの保障内容の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、お借入利率については、通常の住宅ローン金利+0.2%となります。

地銀協一般団信住宅ローン

おせいみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分でお住まいになる住宅の購入、建築、増改築の資金 ●住宅ローンの借換資金、借換にともなう諸費用 ●住宅取得に係る諸費用資金(当行の営業地域内にある物件に限ります)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時満18歳以上満65歳未満で、最終約定返済時満81歳未満の方 ●当行指定の団体信用生命保険に加入できる方 ●原則前年の税込年収が200万円以上の方で、今後も安定した年収が見込める方 ●勤続1年以上または個人営業3年以上の方
お借入金額	●10万円以上2億円以内(10万円単位)で取得価格+諸費用の範囲内となります
お借入期間	●40年以内(1年単位)、固定金利型をお選びの方は特約期間以上となります
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利型または固定金利型(2年・3年・5年・10年)からご選択いただけます ●適用する金利はローン実行時または固定金利満了時の店頭表示金利となります <p><変動金利型> 年2回(4月・10月)金利見直しを行います(当行の短期プライムレートを基に決定された住宅ローン基準金利)変動金利型をご選択いただいた場合、いつでも固定金利型に切替いただけます(但し、お借入れの残り期間がご希望の固定期間より短い場合は切替できない場合がございます)</p> <p><固定金利型> 固定金利期間中は金利の変動はありません。固定金利満了時には、再度「固定金利型」もしくは「変動金利型」へ切替を選択していただけます(満了時までにご選択のお申し出がない場合は自動的に「変動金利型」になります)</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(ボーナス月増額返済との併用も可能です) ●ご返済額は「変動金利型」は5年間、「固定金利型」は特約期間中は変わりません
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入れの対象となる土地、建物には、(株)千葉興業銀行が第1順位で抵当権を設定させていただきます。当行以外でのお借入れを併用される場合は、当行窓口でご相談ください ●建物には、原則としてご返済期間と同期間の長期火災保険にご加入いただけます なお、(株)千葉興業銀行が必要とした場合には、ご加入いただいた火災保険に質権設定をさせていただく場合がございます
保証人	●原則として不要です。
団体信用生命保険	●当行の指定する地銀協リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険に加入していただけます。
事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●事務取扱手数料(融資金額×2.2%(税込))が、お借入時に一括して必要となります ●繰上返済、固定金利満了時に当初の期間と異なる固定金利を選択された場合等は、店頭に表示する当行所定の手数料が必要となります ●くわしくは、店頭またはホームページに用意しております説明書をご覧ください

■重要事項のご説明について

保険金のお支払には制限条件がございます。保険金お支払事由や支払われない場合などの保障内容の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。

住まいるいちばんネクストV (全国保証住宅ローン)

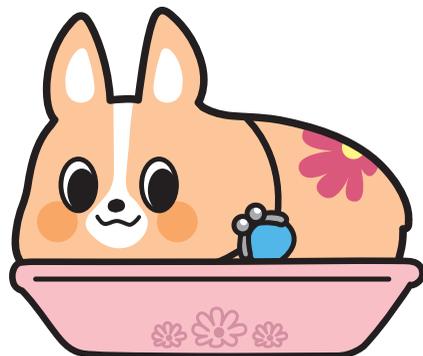
おせいみち	<ul style="list-style-type: none"> ●ご自分でお住まいになる住宅の購入、建築、増改築の資金 ●住宅ローンの借換資金、借換にともなう諸費用 ●住宅取得に係る諸費用資金(当行の営業地域内にある物件に限ります)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時満18歳以上満65歳未満、最終返済時80歳未満の方(明治安田生命のがん保険を選択される場合、お借入時満18歳以上50歳未満、最終返済時満80歳未満の方) ●保証会社指定の団体信用生命保険にご加入できる方 ●原則前年の税込年収が100万円以上の方で、今後も安定した収入が見込める方 ●勤続1年以上または個人営業2年以上の方
お借入金額	●100万円以上2億円以内(1万円単位)で取得価格+諸費用の範囲内
お借入期間	●40年以内(1年単位)、固定金利型をお選びの方は特約期間以上となります
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●変動金利型または固定金利型(2年・3年・5年・10年)からご選択いただけます ●適用する金利はローン実行時または固定金利満了時の店頭表示金利となります <p><変動金利型> 年2回(4月・10月)金利見直しを行います(当行の短期プライムレートを基に決定された住宅ローン基準金利)変動金利型をご選択いただいた場合、いつでも固定金利型に切替いただけます(但し、お借入れの残り期間がご希望の固定期間より短い場合は切替できない場合がございます)</p> <p><固定金利型> 固定金利期間中は金利の変動はありません。固定金利満了時には、再度「固定金利型」もしくは「変動金利型」へ切替を選択していただけます(満了時までにご選択のお申し出がない場合は自動的に「変動金利型」になります)</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済(ボーナス月増額返済との併用も可能です) ●ご返済額は「変動金利型」は5年間、「固定金利型」は特約期間中は変わりません
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入れの対象となる土地、建物には、(株)千葉興業銀行が第1順位で抵当権を設定させていただきます。 ●建物には、原則としてご返済期間と同期間の長期火災保険にご加入いただけます なお、(株)千葉興業銀行が必要とした場合には、ご加入いただいた火災保険に質権設定をさせていただく場合がございます
保証人	●原則として不要です。全国保証(株)の保証をご利用いただけます
団体信用生命保険	●保証会社の指定する富国生命または明治安田生命の団体信用生命保険にご加入いただけます。
事務取扱手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●保証会社所定の保証料(お借入期間・金額によって異なります)をお支払いいただけます ●銀行事務取扱手数料(22,000円/税込)が、お借入時に一括して必要となります。 ●保証会社事務手数料(55,000円/税込)がお借入時に一括して必要となります。但し、保証料毎月後払い方式をご選択された場合は、保証会社事務取扱手数料は不要です。 ●繰上返済、固定金利満了時に当初の期間と異なる固定金利を選択された場合等は、店頭に表示する当行所定の手数料が必要となります ●くわしくは、店頭またはホームページに用意しております説明書をご覧ください

■重要事項のご説明について

保険金のお支払には制限条件がございます。保険金お支払事由や支払われない場合などの保障内容の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、明治安田生命の団体信用生命保険(がん保険)にご加入いただいた場合、お借入利率については、通常の住宅ローン金利+0.2%となります。

長期固定金利型住宅ローン(フラット35)

お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ●お申込人が所有し下記に該当する資金にご利用いただけます <ol style="list-style-type: none"> 1. 自らが居住するための住宅、セカンドハウス、親族が居住するための住宅を建設、購入するための資金(リフォーム資金はご利用いただけません) 2. 現在他金融機関からお借入中の住宅ローン(公的機関、勤務先からのお借入れを含む)をお借換えるための資金 ●諸費用の一部支払資金(領収書等で確認できるもの) <ul style="list-style-type: none"> 建築確認・中間検査・完了検査申請費用、請負(売買)契約書貼付の印紙代、住宅性能評価検査費用、適合証明検査費用、借換え資金に係る諸費用、フラット35Sに係る長期優良住宅の認定関係費用および省エネラベリング精度の適合性評価手数料 						
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時満70歳未満で、最終返済時満80歳未満の方 <ul style="list-style-type: none"> 親と子で返済する親子リレー方式が一定の条件でご利用いただけます ●日本国籍を有する方または永住許可を受けている外国人の方 ●このローンとその他のお借入金を合わせたすべてのお借入金の年間返済額の年収に占める割合が、次の基準以下である方 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> ●お借換資金の場合、当初住宅ローンの返済実績が1年以上あり、直近1年間の返済が順調な方 ●(独)住宅金融支援機構の買取承認が得られ、当行がご融資をさせていただく方 	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
お借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ●100万円以上8,000万円以内(1万円単位)かつ建設費または購入価格の範囲内 <ul style="list-style-type: none"> 住宅建設費(土地取得代金のご融資を受ける場合は土地取得費を含みます)または、住宅購入価格および一定の要件を満たす範囲の諸費用 お借換資金の場合、対象となる住宅ローン残高、または住宅金融支援機構による担保評価200%のいずれか低い額(対象住宅は現行の中古住宅の技術基準を満たすもの)で算出されます 						
お借入期間	<p>次のいずれか短い方の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●15年以上35年以内 <ul style="list-style-type: none"> *但し、お申込人(連帯債務者を含む)の年齢が満60歳以上の場合は10年以上となります ●完済時の年齢が満80歳となるまでの年数 ●お借換の場合は上記(1)・(2)の期間、または(35年-当初住宅ローンの経過年数、1年未満切上げ)のいずれか短い年数 						
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入時の店頭表示金利をお借入期間中適用します(全期間固定金利型) ●お借入期間や自己資金割合、ご選択いただく金利タイプにより店頭表示金利が異なります ●ご選択いただく金利タイプは、「標準タイプ」「金利割引タイプ」「ミックス返済タイプ」の3タイプとなります <p>*金利につきましては、当行ホームページまたは店頭窓口にてご確認ください</p>						
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ●元利均等返済または元金均等返済(お借入金額の40%以内でボーナス返済がご利用いただけます) 						
担保	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入れの対象となる土地、建物には、住宅金融支援機構が第1順位で抵当権を設定させていただきます。 ●建物には、原則として時価相当額・お借入期間に見合う長期火災保険をご利用いただけます。担保設定費用・火災保険費用はお客さまのご負担になります 						
保証人	●不要です						
団体信用生命保険	●原則、住宅金融支援機構指定の団体信用生命保険にご加入いただけます						
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●お借入実行時 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td>標準タイプ</td> <td>33,000円(税込み)</td> </tr> <tr> <td>金利割引タイプ</td> <td>お借入金額×1.87%(税込み)</td> </tr> <tr> <td>ミックス返済タイプ</td> <td>33,000円(税込み)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> *異なる組み合わせを選択することはできません ●繰上返済時…一部繰上返済手数料、全部繰上手数料は無料です ●条件変更時…無料です 	標準タイプ	33,000円(税込み)	金利割引タイプ	お借入金額×1.87%(税込み)	ミックス返済タイプ	33,000円(税込み)
標準タイプ	33,000円(税込み)						
金利割引タイプ	お借入金額×1.87%(税込み)						
ミックス返済タイプ	33,000円(税込み)						



ちば興銀イメージキャラクター
ちばコーギー
© The Chiba Kogyo Bank Ltd.

◆ご注意ください



- ローンのお申込みに際しては、当行および保証会社の審査がございます。審査の結果によってはお申込みや金利割引等ご希望に沿いかねる場合もございます。
- 金利情勢等に大幅な変動があった場合には、金利割引の内容を見直したり中止する場合がございます。最新の金利につきましては、店頭にお問い合わせください。
- くわしくは、店頭またはホームページに用意しております説明書をご覧ください。またお申込方法やご返済額の試算および金利等の詳細は、店頭またはローンプラザ窓口にお問い合わせください。